

令和8年度 職場の健康づくり支援事業

【目的】

公立学校共済組合京都支部（以下「京都支部」という。）の所属所単位で行われる組合員の健康づくりに関する講習会、研修会及びリフレッシュ事業への支援を行い、組合員の健康の保持増進を図ります。

【事業内容】

- A 健康増進・発病予防を図る「一次予防」に重点を置いた事業の実施に係る助成
- B メンタルヘルス講習会（オンライン）講師派遣事業

< A 健康増進・発病予防を図る「一次予防」に重点を置いた事業の実施に係る助成 >

1 対象となる事業

京都支部の所属所単位で開催される健康増進・発病予防を図る「一次予防」に重点を置いた事業の実施を支援します。

具体的には、運動、食生活、喫煙等の生活習慣の改善に着目した健康づくりやメンタルヘルス及びコミュニケーション（こころのつながり）に関する講習会等（以下「講習会等」という。）を実施する場合に事業の対象とします。

- (1) 所属所において組合員が参加して実施する場合
- (2) 2か所以上の所属所において合同で開催される講習会等に、組合員が参加して実施する場合

※ 旅行会社等が企画するツアー等に所属所単位で参加する場合は対象外とします。

2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年2月末日まで

3 助成額及び助成対象

1件当たり40,000円を限度として助成します。

ただし、以下の場合には50,000円を限度として助成します。

- * メンタルヘルスをテーマとする講演会（座学中心）又はコミュニケーション（こころのつながり）をテーマとする講演会（座学中心）を実施する場合

〔助成対象〕

講師謝金	講師への謝礼（外部講師に限る。）
講師交通費	講師の交通費、旅費等
会場等使用料	実施会場や用具の使用料
保険料	事業参加中の事故を補償するための傷害保険料等
その他	上記のほか、振込手数料等、開催に必要な経費として特に支部長が認めるもの

- * 原則として物品や飲食物の購入については対象外です。

ただし、講師が講習中に実演等に要する消耗品で、講習に欠くことができない消耗品等（※）は対象とします。

※ 事業終了後に個人の所有品となる場合は対象外

* 講師謝金について

講師への謝金は、見積書を徴取する等の方法で金額を確認してください。

なお、本事業における謝金に係る基準がないことをもって、限度額（40,000円又は50,000円）を申請することのないようにしてください。見積書の徴取が困難な場合等には、「京都府教育委員会の社会人講師に対する報酬基準」等の所属組織において定める基準を適用するなどの方法によって適切に支払われるよう注意願います。

4 申請手続

事業の実施を希望する所属所は、「職場の健康づくり支援事業申請書」（第1号様式）に必要事項を記入の上、次のとおり支部長あて提出してください。

(1) 提出期限

事業実施日の1か月前（必着）

(2) 添付書類

ア 金額の根拠となる書類（原本）

イ 所属所で開催を通知する実施案内

なお、2か所以上の所属所で実施する場合、主催又は開催する所属所長もしくは団体を代表する者の所属する所属所長において申請してください。

(3) 振込先口座

所属所への振込先口座は、原則として所属所名及び所属所長名の記載がある口座とします。ただし、所属所長から委任を受けた場合はこの限りではありません。

(4) その他

所属所で一時的に立て替えて支払うことが困難な場合は、事前に当支部厚生貸付係へ相談してください。ただし、事業実施日より後に支払う場合に限りです。

5 決定通知

支部長は、申請書を審査の上、その決定について「職場の健康づくり支援事業助成決定通知書」（第2号様式）により所属所長あて通知します。

6 実施報告

所属所長は、講習会等の終了後、「職場の健康づくり支援事業報告書」（第3号様式）、「職場の健康づくり支援事業参加者名簿」（第4号様式）及び「領収書」を速やかに支部長あて提出してください。報告書受理後助成金を交付します（実績額が決定額に満たない場合は、実績額を助成します。）。

なお、経費が不要であった場合も、速やかに報告書の提出をお願いします。

(1) 金額の根拠となる書類（領収書等）の添付

金額の根拠となる書類は必ず原本を提出してください。また、領収書の宛名は所属所又は所属所長名としてください。振込手数料についてもATM利用明細書等の根拠書類の提出が必要となります。

(2) 「職場の健康づくり支援事業報告書」の記載

報告書の「概要」及び「効果」欄は、単に講演会等の名称や一般的にいわれている効果を記載するのではなく、具体的な講演の概要や参加者が感じた効果等について記載してく

ださい。

7 その他（重複実施に対する注意点）

所属所において、府費や市町村費、その他の費用による講演会が実施され、不足分（謝金等）を所属所が負担する場合、この不足分は助成対象とします。

<B メンタルヘルス講習会（オンライン）講師派遣事業 >

1 事業内容・条件

- (1) 所属所においてメンタルヘルス講習会の開催を希望する場合に、別紙「メンタルヘルス講習会講師派遣事業テーマ一覧（オンライン）」の内容により、講師として公立学校共済組合病院統合準備センター（前・近畿中央病院）（以下「センター」という。）の職員（公認心理師・臨床心理士）を派遣します。
- (2) 講師を派遣する講習会の実施方法はオンラインのみとし、**Zoom を活用して所属所から招待 URL を発行できる場合に限り**ます。
* 京都支部が Zoom を手配することはできません。
* Zoom の無料ライセンスは連続接続時間が講習時間に足りないため使用不可
- (3) 派遣先所属所は、「3 対象期間」に記載の各期 5 所属所を上限とし、希望多数の場合は抽選により決定します。

2 費用の負担

講師派遣料の全額を京都支部が負担します。（所属所での支払い事務は発生しません。）

* Zoom の契約料金や通信料、その他講習会実施に係る経費は対象外

3 対象期間

前半期：令和 8 年 7 月 15 日から令和 8 年 10 月末日まで

後半期：令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 2 月末日まで

* 上記期間の平日で午前 10 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に開催する 60 分又は 90 分の講習会とする。

4 申込手順・実施方法等

(1) 申し込み

講師の派遣を希望する所属所は、「メンタルヘルス講習会講師派遣事業申込書」（第 5 号様式）を次の期限までに支部長あて提出してください。

申込書には、別紙「メンタルヘルス講習会講師派遣事業テーマ一覧（オンライン）」より選んだ希望する講習会及び希望日時（第 3 希望まで必ず記載）を記入してください。

講習会実施時期	申込期限
前半期（7月15日～10月開催）	令和8年5月25日（月）厳守
後半期（11月～2月開催）	令和8年8月21日（金）厳守

(2) 派遣の決定

支部長は、6月中旬頃までに前半期（7月15日～10月開催）、9月下旬頃までに後半期（11月～2月開催）の派遣先所属所を決定し、所属所長あて通知します。

(3) 講習会の開催

ア 講習会に関する質問事項

講習会の講演テーマに関連した質問事項（当日説明してもらいたい内容等）がある場合は、講習会の3週間前までに講師派遣決定通知時に京都支部から送付する「質問事項」用紙により京都支部へ提出してください。

イ 講習会に係る資料

講習会開催日の2営業日前までに京都支部より所属所へ送付します。（講習会の内容によっては配付資料がない場合があります。）

ウ Zoomの招待URLの送付

所属所は講習会開催日の5営業日前までに、京都支部へZoomの招待URLをメールにて送付（fukushi.jigyos26@kouritu.or.jp）してください。京都支部を経由して講師へ招待URLを送付します。

エ 開催当日

講師は所属所より発行されたZoomの招待URLからログインしますので、参加を許可してください（開催日以前の打ち合わせ等はありません。）。

当日の軽微なトラブル（音声がかえらない等）に対する所属所と講師の直接のやり取りのため、講師の連絡先電話番号を事前にお知らせします。

*原則、講習会当日は京都支部を経由せず、直接講師とやり取りしてください。

*講師の連絡先電話番号は、当日の軽微なトラブル（音声がかえらない等）に対するためのものです。講習会前後に直接連絡はしないでください。

5 実施報告

所属所長は、講習会の終了後、「メンタルヘルス講習会講師派遣事業報告書」（第6号様式）及び「職場の健康づくり支援事業参加者名簿」（第4号様式）を講習会実施日から2週間後の日まで（厳守）に支部長あて提出してください。

6 その他

- (1) 所属所は講習会の開催にあたり、以下の内容について受講者に必ず周知してください。
 - 講習会資料の著作権はセンターに帰属するため、利用は講習会の受講者への配付及び当該講習の復習目的に限り、受講者以外への再配付、改変、商用利用を禁止します。
 - 講習会の撮影、放映、録音、録画は禁止です。
- (2) 派遣の決定後に、自然災害、システム障害その他不可抗力により実施困難となった場合は、京都支部を通じてセンターと協議し、代替日程を設定することを基本とします。
- (3) 同一所属所への派遣は、原則年度中1回とします。
- (4) 本講習会の開催にあたり、その他必要な経費が発生しても、「A 健康増進・発病予防を図る「一次予防」に重点を置いた事業の実施に係る助成」には申請いただけません。

令和8年度 メンタルヘルス講習会講師派遣事業 テーマ一覧(オンライン)

公立学校共済組合病院統合準備センター
近畿教職員ストレスケアクリニック

No	講習テーマ	講習時間 ※	講習会資料 の有無	講師職名 (認定資格等)	講演概要
1	メンタルヘルスの基礎知識	60	有	公認心理師 臨床心理士	教職員のメンタルヘルスの現状とストレスサインをわかりやすく解説します。セルフケアのポイントや睡眠の大切さ、受診の目安など基礎的な内容をお話し、忙しい日常のなかで自分の状態に気づくための視点をお届けします。
2	メンタルヘルスの基礎知識 ーコーピングスタイルを見直そうー	90	有		1の内容に加え、ストレス対処法(コーピングスタイル)を取り上げます。自分の対処パターンの傾向を点検し、グループワークを通じてさまざまなストレス対処法のバリエーションを知り、いざというときの引き出しを増やすことを目指します。
3	メンタルヘルスの基礎知識 ーあなた考え方のクセは？ー	90	有		1の内容に加え、考え方のクセについてお話します。ストレスがたまりやすい状況には、自分でも気づいていないものの受けとめ方のクセが関わっていることがあります。考え方のクセを自己チェックで点検し、グループワークで他者の視点も取り入れながら、日々の生活をもう少し軽やかにするためのヒントをお届けします。

※質疑応答時間を含む

職場の健康づくり支援事業

～メンタルヘルス講習会（オンライン）講師派遣事業～事務手順フロー図

